

地方独立行政法人法の改正（年度計画・年度評価の廃止）

1. 改正の概要

公立大学法人の中期目標を達成するための計画（中期計画）の記載事項に、実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画策定及び年度評価を廃止する。

施行期日は公布の日（令和5年6月16日）とする。

2. 経過措置

- (1) 新法施行後も、令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い、当該中期目標期間における中期計画への指標の追加は不要とする

< 現行の中期目標期間 >

静岡県立大学：令和元年4月1日～令和7年3月31日

静岡文化芸術大学：令和4年4月1日～令和10年3月31日

→現行の中期目標期間の終了までは年度計画策定及び年度評価を実施可能

- (2) ただし、施行日において、中期計画に既に指標を定めている場合には、施行日を含む事業年度の翌事業年度（＝令和6年度）の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とする

< 指標の設定についての国からの通知の要旨 >

①指標は、定量的、定性的いずれかで、客観的な評価が可能な指標とする

②指標の具体的な内容や個数等は設立団体と公立大学法人で十分に協議する

③国立大学法人の第4期中期目標期間における中期計画の例等も参考にする
(国立大学法人は各項目に評価指標を記載。県立大学は全84項目に対し数値目標25項目、文芸大は全92項目に対し数値目標25項目)

→現行中期計画のまま、令和6年度から年度計画・評価を廃止することは困難

- (3) また、施行日後において、中期計画に指標を新たに定めた場合には、指標を定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とする

3. 廃止時期（案）

	廃止時期	県大	文芸大
案 1	R 6 年度	R 5 : 現行の中期計画への新たな指標を設定 中期計画の変更を認可	
		R 6 : 年度計画・年度評価を不実施	
案 2	各法人の中期計画 期間の終了時	R 6 : 次期中期計画策定時に新指標を設定	R 9 : 同左
		R 7 : 年度計画・年度評価を不実施	R 10 : 同左
案 3	県大の中期計画 期間の終了時に 文芸大も廃止	R 6 : 次期中期計画策定時に新指標を設定	
		R 7 : 年度計画・年度評価を不実施	

4. 年度評価廃止後の新たな指標の達成状況の報告（案）

	評価委員会への報告	評価委員会による評価
案 1	毎年度 (新たな指標の実績数値のみ 報告)	評価は行わない (見込評価及び期間評価の実施時 は評価を行う)
案 2	見込評価及び期間評価の実施 時のみ	見込評価及び期間評価として評価 を行う

5. 年度評価廃止後の運営費交付金に反映する成果指標の変更（案）

- ・現在、両大学にそれぞれ「運営費交付金に反映する成果指標」を設定し、その達成状況に応じて、翌年度の運営費交付金の額の一部を増減させている
- ・現行の成果指標の数

県大 29 項目 / 中期計画 84 項目、文芸大 25 項目 / 中期計画 92 項目

	現行の成果指標の変更	評価委員会による判定
案 1	新たな指標＝成果指標に変更する (ただし、6年後の定性的な実績を指標とする 項目等、年度ごとの数値を示すことが困難な ものは除く) →この案とした場合、上記4の案1「毎年度、 新たな指標の実績数値を報告する」とほぼ同 じ内容を報告することとなる	毎年度、評価委員会に 成果指標を報告し、判定 を行う
案 2	現行の成果指標を変更しない	

<参考1> 中期目標・中期計画・年度計画の概要（現行）

	中期目標	中期計画	年度計画
期間	6年（R4～9年度）	6年（R4～9年度）	1年（毎年度）
策定者	設立団体の長（知事）	公立大学法人	公立大学法人
内容	法人が中期計画を策定する際の指針 （今後6年間の業務運営において 達成を期待する目標）	中期目標を達成する ための具体的計画	中期計画に基づき、 事業年度ごとの 業務運営の計画
記載 事項 （法定）	①中期目標の期間 ②住民に対して提供するサービス その他業務（教育研究）の質の向上 ③業務運営の改善・効率化 ④財務内容の改善 ⑤教育研究・組織運営の状況につい ての自己点検・評価・情報提供 ⑥その他業務運営に関する重要事項	①目標の②を達成するためとるべき措置 ②目標の③を達成するためとるべき措置 ③予算（人件費の見積含む）、収支計画、資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡・担保にするときの計画 ⑥剰余金の使途 ⑦県規則で定める事項 ・施設及び設備に関する計画 ・人事に関する計画 ・積立金の処分に関する計画 ・その他法人の業務運営に関し必要な事項	

<参考2> 令和5年度以降に予定されている評価委員会での主な審議事項

法人名	R5	R6	R7	R8	R9	R10
県大	①前事業年度の実績評価（法改正により、R〇年度から廃止予定）					
	②第3期 見込評価	②第4期 中期目標 策定	②第3期 期間評価			
	③第3期 終了時の 検討	③第4期 中期計画 認可				
	（第3期中期目標期間）			（第4期）		
文芸大	①前事業年度の実績評価（法改正により、R〇年度から廃止予定）					
				②第3期 見込評価	②第4期 中期目標 策定	②第3期 期間評価
				③第3期 終了時の 検討	③第4期 中期計画 認可	
	（第3期中期目標期間）					（第4期）

※上記に加え、新たな指標の設定のための審議が必要となる